

年金手帳

退職後の国民年金の手続きについて

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

この場合には、退職日の翌日から14日以内に離職票等、退職したことが分かるものと年金手帳等基礎年金番号がわかるものをお持ちのうえ、年金事務所または、お近くの市役所本庁・各支所で手続きをしてください。

◆**国民年金の第1号被保険者となる場合**
退職後に、厚生年金保険の適用事業所に再就職しなければ、60歳未満の方は国民年金の第1号被保険者になります。

◆**手続きの方法**
この手続きをしないと、年金額が減る場合や年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要な手続きを行ってください。

◆**国民年金の第3号被保険者となる場合**
退職後に、厚生年金保険に加入されている被保険者の扶養になる20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者になります。

◆**国民年金の第1号被保険者となる場合**
この場合には、被扶養者に該当した日から14日以内に配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所（健康保険組合の場合）に「経由で、非課税証明などの収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付のうえ、届書の提出が必要です。」

◆**国民年金の第3号被保険者となる場合**
この場合には、被扶養者に該当した日から14日以内に配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所（健康保険組合の場合）に「経由で、非課税証明などの収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付のうえ、届書の提出が必要です。」

◆**60歳以上の場合**
60歳以上65歳未満の方や65歳以上70歳未満の方で、老齢給付の受給資格期間が不足している場合など、任意で国民年金に加入できる場合があります。
詳細は年金事務所又は市役所本庁・各支所にお問合せください。

◆**国民年金の第1号被保険者となる場合**
退職後に、厚生年金保険の適用事業所に再就職しなければ、60歳未満の方は国民年金の第1号被保険者になります。

◆**手続きの方法**
この手続きをしないと、年金額が減る場合や年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要な手続きを行ってください。

◆**国民年金の第3号被保険者となる場合**
退職後に、厚生年金保険に加入されている被保険者の扶養になる20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者になります。

◆**国民年金の第1号被保険者となる場合**
この場合には、被扶養者に該当した日から14日以内に配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所（健康保険組合の場合）に「経由で、非課税証明などの収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付のうえ、届書の提出が必要です。」

◆**国民年金の第3号被保険者となる場合**
この場合には、被扶養者に該当した日から14日以内に配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所（健康保険組合の場合）に「経由で、非課税証明などの収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付のうえ、届書の提出が必要です。」

『認知症サポーター養成講座』を開催します

高齢者福祉課 ☎47-1281

認知症は、誰もがなる可能性のある身近な「脳の病気」です。認知症になっても、自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、認知症について正しい理解を持つことが大切です。
そのためにも「認知症サポーター」になりませんか。「認知症サポーター」とは何か特別なことをする人ではなく、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことです。
講師 キャラバン・メイト
(研修を受けた養成講座の講師)
日時 3月15日(火)
13:30～15:00

◆**場所** クリスタルアージュ 4階小ホール
◆**受講料** 無料
◆**対象者** 市民
◆**内容** 寸劇を交えた講義 ※参加を希望される方は、電話等でお申込みください。
◆**申込先** 高齢者福祉課
◆**申込期限** 3月11日(金)
◆**※地域の団体、職場、学校などに出席している認知症サポーター養成講座も随時行っています。詳細については、高齢者福祉課までお問い合わせください。**

不審な電話や訪問者にご注意ください!

保健医療課 ☎42-5619

全国各地で市区町村役場や県庁等、公的機関の職員を名乗り、医療費や保険料等の還付があると行って、ATMで振り込ませるといった悪質な詐欺事件が多く発生しています。
市内でも同様な事件が発生しています。「携帯電話を持ってATMに行ってください」と言われたら、詐欺に間違いありません。還付金の支払いはATMでは行いません。「還付する」と言われ

災害時における地図製品等の供給等に関する協定の締結

危機管理課 ☎42-5625

2月3日(水)、株式会社ゼンリンと「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」を締結しました。
災害が発生したときは、被害状況の把握、安否確認、ボランティアなどの情報共有等、様々な場面で地図が必要となります。
この協定により、備蓄用住宅地図(5冊)及び広域地図(A0サイズ5部)を無償提供、地図の複製利用許諾や、平常時からWeb

上のゼンリン住宅地図「ZNET TOWN」の利用もできるようになりました。災害時には、最新地情報をもとに、災害応急対策など迅速な対応が可能となります。
最新の住宅地図と協定書を手にする関係者

ハンセン病にかかったことはありませんか? ~補償金の申請手続期限が迫っています~

保健医療課 ☎42-5633

過去にハンセン病にかかったことがある方には、国から補償金(和解一時金)が支払われています(既に亡くなられた方も対象となります)。
療養所に入所したことがない方も対象となります。補償金の対象者ではありませんか?
※すでに国から補償金(和解一時金)を受け取った方は、対象とはなりません。
※対象者がお亡くなりになられている場合は、ご遺族(法定相続人)にお支払いしています。
※期限が迫っています
(手続期限:平成28年3月31日)

- ① 公益財団法人沖縄県ゆうな協会 ☎098-832-9528
 - ② 法律事務所 ☎098-938-4381
 - ③ 厚生労働省(難病対策課) ☎03-5253-1111
- ※お電話で「ハンセン病の補償金について」とお伝えください。担当者が対応いたします。

違文化から日本を考える
割に合わない日本!
NHKで身近に住む外国人との共生の番組がありました。その中である日本人は「日本は日本人だけのほうが良い」と答え、違う日本人は「外国の人を受け入れなければ日本は死ぬ」というようなことを言いました。
みなさんはどう思いますか。絶対的に正しい答えはなく、私たち自身がどうするかを決めなければなりません。
外国籍市民との共生は「楽な」話ではありません。言葉が通じない時もあり、習慣が違ってぶつかることもあります。フランスの事件を受けてテロを心配する人もいます。一方、外国籍市民がいるので助かっていることもあります。
農業や漁業の現場で働いてくれているのは、彼らです。みなさんの娘や息子さん、はしてくれるでしょうか。ネイティブの英語や中国語等の外国語が学べるのは、彼らがいるからです。日産のゴーンさんは、会社を救いました。来年度からは外国籍の技能実習生も介護の仕事にすることができるようです。彼らがいないと、介護サービスがない地域も出てくるでしょう。
また、農村の「嫁」不足を補うために、東南アジアから日本に「お嫁さん」に来てもらったこともあります。
私は、外国籍市民無しで日本は成り立たないと思っています。良い悪いではなく、それが現実です。彼らが日本に住むのなら、彼らの人権を守ることは必要です。「都合よく使え」は、人間としてどうなのかと思います。互いに習慣を見直して、住みやすい環境を作る。私も変わりたい。あなたも変わる。それが多文化共生の極意だと思っています。多少の摩擦は日本人同士もあります。外国籍市民とだけ、ゼロはありません。力を抜いて互いに声をかけてみませんか。
(文:県立広島大学 イラスト:上水流 久彦 准教授)
ロナルド・スチュワート 准教授